歯科診療に係る医療安全管理・感染対策について

当院では、歯科外来診療の環境整備や、院内感染防止対策について厚生労働大臣の定める施設基準に適合し、「歯科外来診療医療安全対策加算 2」および「地域歯科診療支援病院歯科初診料」を算定しています。歯科診療に係る医療安全管理体制及び感染対策についての取組は次のとおりです。

１　医療安全対策、院内感染防止対策に係る研修を修了した歯科医師が常勤しています。

２　医療安全管理、医薬品業務手順、医療安全対策に係る指針等の策定をしています。

３　診療中に偶発症等、緊急を要する事態が発生した場合は速やかに院内の他診療科と連携を取り、円滑に対応します。

４　安全で安心な歯科医療環境を提供するための装置、器具等を設置しています。
（設置機器等：自動体外式除細動器（AED)、経皮的動脈血酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター)、酸素吸入器、血圧計、救急蘇生セット）

５　医療事故インシデント等の報告、分析を実施し、その改善策を実施する体制を有しています。

６　院内感染対策につきましては川崎市立川崎病院における院内感染対策指針に基づき、感染対策委員会及び感染対策室を設置し、組織的に感染対策について取り組んでいます。

７　感染に対する標準予防策を実施し、適切な機械や器具の消毒及び滅菌を実施します（消毒及び滅菌の機器等：オートクレーブ、消毒器)。

８　院内感染防止策を理解し、その技術を修め、かつ適正に実行するよう研修及び啓発を実施しています。

令和７年５月
川崎市立川崎病院